

能登町公共工事の前金払取扱規則（平成24年能登町規則第9号）の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>(前金払の申請等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前項の規定による保証事業会社が発行する保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、保証事業会社が定め、町長が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、申請者は当該保証書を提出したものとみなす。</u></p> <p>(中間前金払の申請等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前項の規定による保証事業会社が発行する保証書の提出に代えて、電磁的方法であって、保証事業会社が定め、町長が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、申請者は当該保証書を提出したものとみなす。</u></p>	<p>(前金払の申請等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中間前金払の申請等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。